

国民健康保険・後期高齢者医療保険 被保険者の皆さんへ

8月に保険資格を更新します

国民健康保険 被保険者の皆さん

マイナ保険証を持っている人



自動更新されます。
70歳以上の人には、負担割合のお知らせのため「資格情報のお知らせ」を7月下旬に発送します。

マイナ保険証を持っていない人



8月1日から使用できる資格確認書(オレンジ色)を7月下旬に発送します。

後期高齢者医療保険 被保険者の皆さん **更新の方法が変わりました!**

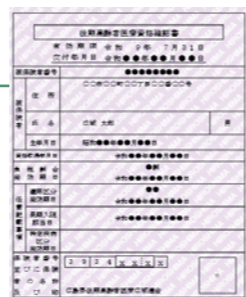
7月下旬に広島県後期高齢者医療広域連合が次の書類をお送りします。

84歳以下でマイナ保険証を継続利用している人

資格情報のお知らせが届きます。
資格情報のお知らせのみでは受診できません。
マイナ保険証での受診をお願いします。

85歳以上の人・84歳以下でマイナ保険証を継続利用していない人

資格確認書が届きます。



※マイナ保険証の継続利用とは…直近1年間に利用が6回以上あり、おおむね直近3カ月以内に利用実績がある場合

マイナ保険証での受診が困難な人には、資格確認書を交付します

該当する場合は申請してください。

持マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができるもの

国保の限度額適用認定証などが必要な人は手続きを

現在、交付している「限度額適用認定証」「限度額適用・減額認定証」が8月以降も必要な人は更新の手続きをしてください。
持マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができるもの
※マイナ保険証を持っていても長期入院該当者(過去12カ月で90日以上入院している人)は申請が必要です。国民健康保険税の滞納がある世帯の人には交付できない場合があります。

令和8年度の納税通知書・納入通知書を7月中旬に送付します

国民健康保険 被保険者の皆さん

納税通知書は世帯主が国保加入者ではなくても、世帯の誰かが加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

税務課(☎44-9126)



詳しくはこちら

後期高齢者医療保険 被保険者の皆さん

75歳の誕生日から自動的に被保険者となります。また、65歳以上75歳未満の人は、申請により広域連合の障害認定を受けられた場合に被保険者となります。

問①保険料に関すること…広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)
②納付方法に関すること…府中市税務課(☎44-9126)



①の詳細



②の詳細

申問▶医療介護保険課(☎44-9145) ▶上下支所地域づくり係(☎62-2111)

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後や重い障害が残ったときなどに支給される年金を受けとれない場合があります。「保険料免除」や「納付猶予」などで認められた期間は、年金を受け取る資格期間に含むことができます。

免除対象期間 7月から翌年の6月

持▶年金手帳など基礎年金番号が分かるもの

▶失業の場合、離職票または雇用保険受給資格者証

ご注意ください!

▶すでに免除を受けている人も、毎年申請が必要です。
▶免除の決定は前年所得をもとに審査されます。必ず申告を済ませてから申請してください。

過去2年間の未納分にも対応

申請時点から2年1カ月前までの未納分の申請もできます。

マイナンバーカードで電子申請できる!

対象の手続き

▶保険料免除 ▶納付猶予申請
▶資格取得・種別変更届
▶学生納付特例申請



詳しくはこちら

申問▶備後府中年金事務所(☎41-7421) ▶府中市医療介護保険課(☎44-9145)
▶上下支所地域づくり係(☎62-2111)

介護保険対象施設の居住費・食費を軽減する制度があります

どんな 所得の低い人が利用困難とならないよう
制度? 居住費と食費を軽減する制度です。

減額となるサービス

▶介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設・介護医療院入所(院)者の居住費と食費
▶短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護利用者の居住費と食費

対次の全てに該当する人

▶市民税非課税世帯の人
▶預貯金などの額が、所得に応じた基準額より少ない人

制度の利用には負担限度額認定証が必要です

対象になる場合でも、申請が必要です。認定証が交付されたら、利用する施設の窓口に提示してください。

持▶申請日から2カ月以内に記帳した通帳の写し
▶有価証券の価格表を確認できる書類
▶投資信託口座残高の写しなどの本人と配偶者の預金金額の分かるもの
▶印鑑 ▶申請書

有効期間

申請した月の初日～令和9年7月31日まで

申問▶医療介護保険課(☎40-0222) ▶上下支所地域づくり係(☎62-2111)

4月から始まった「子ども・子育て支援金制度」って?

令和8年度から国民健康保険税と後期高齢者医療保険料でも、子ども・子育て支援金制度が始まりました。子育て世帯に対して給付の拡充を通じて子どもや子育て世帯を社会全体で支援する仕組みです。

支援金は何に使われる?

▶少子化対策をのための児童手当の拡充
▶妊婦のための支援給付
▶育児時短就業支援給付 など
問こども家庭庁コールセンター(☎0120-303-272)



こども家庭庁